



# すこやか

苅田町青少年育成町民会議だより

## 私たちの町を 再発見!

第8回ふれあいウォークラリー

どつちかなー?



- 楽しかった。けどきつかつた。
- 道に迷つた。わからなかつた。
- 問題がむずかしかつた。
- 友達ができた。
- 運動になつた。
- 楽しかつた。

ウォークラリー  
アンケートより

言葉の今回のウォークラリー。  
初夏の風を感じながら、参加者のみなさんはウォーキングを楽しみました。

“私たちの町を再発見”が合  
意して取り組んでいました。  
チーム218人が参加。5km、  
7kmの2つのコースに分かれて、  
松山地区やJR苅田駅周辺まで  
歩きました。途中には問題を  
用意した8つのチェックポイント  
があり、チームのみんなで協  
力して取り組んでいました。

6月14日、第8回ふれあい  
ウォークラリーが、向山公園を  
スタート・ゴールとするコース  
で開かれました。  
友達同士、家族連れなど49



ニコニコ  
歩こう!

★

★

ご存じですか

## 青少年育成町民会議

## 青少年育成町民会議とは

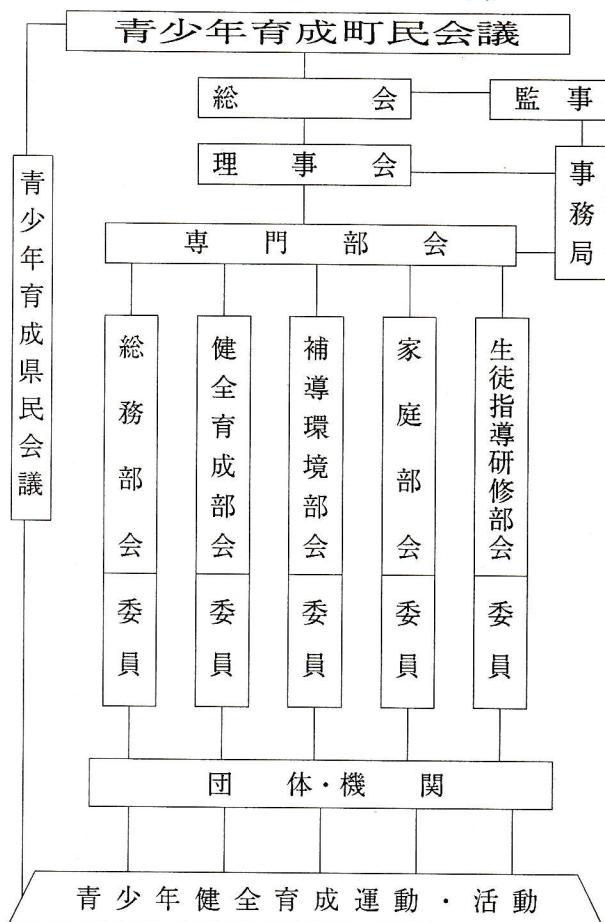
- ◆ 次代を担う青少年の健全育成を推進する運動団体です。

- ◆ 会員の一人ひとりが青少年の育成を推進するボランティアの集団です。

- ◆ 自主的で民主的な青少年団体やグループの育成を図り、これらの活動に青少年がすすんで参加することを奨励する地域住民による組織です。

- ◆ 町民会議加盟のそれぞれの団体の自主性を尊重しつつ、その活動を支援するとともに、互いに連携して総合力を發揮する青少年の健全育成推進母体です。

- ◆ 青少年が、民主主義に立脚して平和な社会を建設し、その発展を担う町民に成長していくよう、青少年の自主的活動を奨励し助成する町民運動団体です。



### 平成9年度町民会議行事予定(8月以降)

8月

- ・シンナー等薬物乱用防止研修会
- ・夏休み補導活動
- ・盆踊り大会補導

9月

- ・いじめストップキャンペーン
- ・ふれあいコンサート出演者募集

11月

- ・いじめをなくす県民大会地区大会
- ・家庭部会シンポジウム

12月

- ・健全育成カレンダー作成
- ・年末特別補導

1月

- ・第8回凧作り教室・凧揚げカーニバル

2月

- ・ふれあいマラソン大会後援
- ・P T A共催教育講演会
- ・健全育成・オアシス運動作品表彰
- ・ふれあいコンサート

3月

- ・いじめ防止協議会
- ・春休み特別補導



## 第9回青少年育成町民会議総会

5月31日、中央公民館研修室で、苅田町青少年育成町民会議第9回総会が開催されました。結成して9年目を迎えた町民会議。今年度は次の5つの重点目標を掲げました。

- ①家庭・学校・地域が連携して「いじめ」防止活動を推進する。
- ②非行防止と環境浄化活動を強力にすすめる。
- ③広報・啓発活動を強化する
- ④青少年の体験活動を充実する
- ⑤育成運動への住民参加を促進する

### ■ 平成9年度苅田町青少年育成町民会議役員の紹介

(敬称略)

- ▼会長=沖勝治▼副会長=新木幹雄・玉井昌一▼家庭部会長=坂本和己▼健全育成部会長=木下昌和▼総務部会長=福田弘▼補導環境部会長=羽廣正純▼生徒指導研修部会長=北野由美子

# ふれあい インタビュー

④

今回は尾倉ソフトボール部監督の畠増信さんにお話を伺いました。

## ①チームの現状は

現在、部員12人（小学校6年生7人・5年生4人・4年生1人）というソフトボールチームとしては少ない人数でがんばっています。



## 尾倉ソフトボール部

## ②チームの特徴は

お互いに助け合うということをチームプレイの中から学び、用具の準備、かたづけ、グラウンドの整備をすることで自分ることは自分でやるという方針のもと日々努力しています。何事にも皆で取り組み、皆でやり遂げるということで「皆でガンバロー」をモットーにがんばっています。

## ③練習内容は

1月初旬から12月中旬までの土・日・祝日を基本に、土曜日は午後2時から、日・祝日・第2土曜日は午前9時からの半日練習、また水曜日に午後5時から練習しています。

## ④最近の子どもを見て

塾や習い事、家の中でのゲームと子どもたちの姿を見ることが少ないようです。もう少し外に出て子どもの縦のつながりや、親同士のつながりをもつて、子どもの心身の育成を望みます。

## 尾倉ソフトボール部主将

畠 雄介（与原小6年）



## 父母の方の声

「友達がソフトしてるので僕もしたい」と言つてきたのが3年生の秋。野球についてはキャッチボールを少しする程度でも知らない子でした。

入部してもみんなについている指導のもと、どんどん上手になっていきました。みんなとも親しくなり、練習に行くのがとても楽しみで、暑い時も寒い時もとにかくがんばってきました。今年は6年生で最後の年です。今まで練習してきた成果を十分に発揮して、悔いの残らないように、精一杯戦つてほしいと思っています。

ぼく達は、水・土・日曜日にグラウンドで一生懸命練習しています。試合などで負けると、とてもくやしいけど、これをバネにして、「次はがんばるぞ!」という気持でがんばりました。そのおかげで今年は2回も県大会という大きな大会に出場することができました。

7月12、13日に雁の巣球場で行われる2回目の県大会に向けて、みんなで一致団結して、くまでも実した日々を送ることができます。

★尾倉ソフトボール部では部員を募集しています。くわしくは畠（434-3205）まで

県民みんなりで育てようう青少年

# 「福岡県青少年健全育成条例」

**が改正強化されました**（7月1日施行）

次代を担う青少年が、心身ともに健やかに成長することは県民すべての願いであります。しかし、青少年を取り巻く社会環境は最近、急変しています。

この社会環境の変化は的確に対応できるよう条例を改正し、青少年に有害な環境を排除するとともに、青少年の健全な育成を図ることにしました。

条例改正のポイント

**1**

有害図書類、有害がん具類、  
有害広告物に対しこまでの個別指定制度に加え、包括指定制度や緊急指定制度が取り入れられました。このうち、包括指定制度とは一定の基準に当てはまれば、青少年にとつて有害なものとされ、青少年に対する有害図書類の販売や有害広告物の掲出等の規制がなされるものです。

**個別指定制度とは**  
県民から有害図書  
**類等指定要請→審査**  
**( 詰問・答申 ) →有**

▼録画テープなどにおいて、人の全裸、  
　　〈第16条第2項第2号〉

人の全裸、半裸などのひわいな写真、絵、大人のおもちゃ等を被写体とした写真、

害指定→公告→効力発生

**包括指定制度**とは 有害基準に該当の  
もの→有害図書類等→効力発生

1 有害とする図書または雑誌

### 3. 有害図書類の陳列の制限

▼20ページ以上（表紙含む）ある場合または総ページ数の10分の1以上を占める場合は、青少年に販売、交換、貸付け、頒布をしてはならないことになりました。

※したがって、自動販売機等には、これらのものは収納できなくなりました。

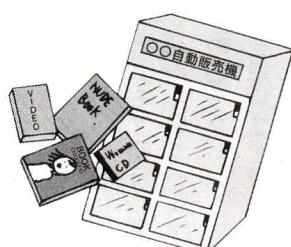
18歳未満にはダメ!!



なりました。  
例えば、容易に立ち読みができるないよう  
に成人コーナーを設け、有害図書類を  
ヒモでしばる、ビニール袋に入れ  
る等の措置をとつ  
てください。

4. 有害とする広告物

第18条第2項



▲○×クイズ大会

# 子どものつどい

5月18日、「子どものつどい」が、かんだ港まつりと同時開催されました。

正午から駅前商店街では恒例の大綱引き。小中学生約700人が松山軍と山伏軍に分かれ綱を引き合いました。幸町地先ではこどもの国を開催。○×クイズ大会やふれあい動物園などの催しがあり、家族連れでにぎわいました。

# カメラスケッチ

絵を掲載する広告物は、掲出、表示、頒布してはならないことになりました。

※したがって、これらの内容に該当するチラシ等は、家庭に配布することもできなくなりました。

## 5. 有害とするがん具類

### 〈第19条第2項〉

大人のおもちゃ、使用済みの下着、一定の基準以上の衝撃度を持つエアー

ソフトガン等を青少年に販売元、交換、貸付け、頒布



してはならないことになりました。  
※したがって、自動販売機等には、これらのものは収納できなくなりました。

## 6. 図書類等自動販売機等の陳列表示規制

### 〈第23条第4項〉

自動販売機や自動貸出機において、人の全裸、半裸などのひわいな写真、絵、大人のおもちゃ等の写真や絵を陳列してはならないこととなりました。  
※したがって、自動販売機等の陳列部分にひわいな写真などを表示できなくなりました。

ツーショットダイヤル等営業の街頭への掲出および青少年や各家庭へのチラシ類の無差別配布に対する規制を行いました。

## 2

ツーショットダイヤル等営業の街頭への掲出および青少年や各家庭へのチラシ類の無差別配布に対する規制を行いました。

## 3

県民すべてにインターネットやパソコン通信の有害情報を青少年に見せないように求めると

■お問い合わせは福岡県青少年対策課  
(092-651-1111)へ

## 1. ツーショットダイヤル等営業の広告物規制

### 〈第26条の3〉

何人もツーショットダイヤル等営業に使用する電話番号や営業所に電話を勧誘する内容を記載した広告物を掲出、表示、頒布してはならないことになりました。

## 2. 風俗関連類似営業の広告物規制

### 〈第28条の4〉

何人も風俗

関連類似営業

(出張性感工

ステ等、派遣

型の専ら異性

の客の性的好

奇心に応じて、

その客に接触

する業務やア

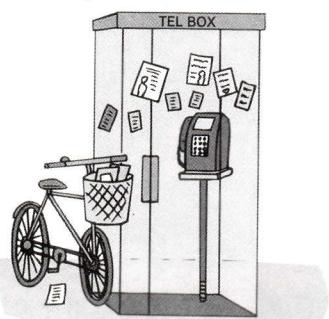
ダルトビデオの宅配や通信販売など)

を使用する電話番号やSMプレイ等、青少

年の健全育成を阻害するおそれがある内

容を記載した広告物を掲出、表示、

頒布してはならないことになりました。



## 4

営業停止等行政処分制度を導入しました。〈第23条の2・第28条の3・第28条の2・第28条の3〉

ツーショット

ダイヤル等

営業や自動販

売機等による

図書類やがん

具類等の販売

などにおいて、

営業者等が本

条例等に違反



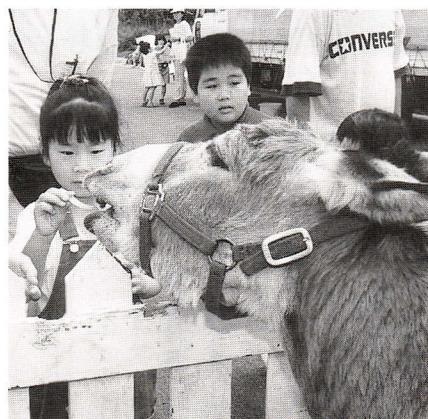
## 5

本条例の実効性を担保するた

め、罰金を引き上げました。例

えば、青少年に対するいん行やわいせつな行為の罰金を、50万円→100万円に引き上げ、青少年の健全育成を害する行為は厳しく罰することになりました。

### ▼スーパーモノレール



▲ふれあい動物園

### ▼大綱引き大会



ともに、プロバイダー等の通信番組を仲介する業者に対し、自主規制の規約を制定する努力義務を課しました。〈第11条第2項・第15条第4号〉  
これらの有害な通信番組を青少年に見させ・聞かせ・読ませないようにしてください。

# すこやか Q&A

Q

『夏、になると』痴漢、が心配になります。痴漢による事故防止について教えてください。

A

- 不審な人物を見たら、すぐ110番通報してください。
- 登下校している子どもがいたら、みんなで心くばりをしてください。
- 子どもが助けを求めてきたら必ず手をかしてやってください。
- 子どもがいる家庭では次のことについて指導してください。  
 ①登下校はなるべく2人以上です。  
 ②道路はさっさと歩き、遊んだり寄り道をしない。  
 ③きまつた通学路を通る。  
 ④知らない人の『さそい』にはぜったいのらない。  
 ⑤もし、「おかしい」と思ったら逃げて近くの人に知らせる。

薦田町青少年育成町民会議  
編集・発行  
434-1111内線341  
総務部会すこやか編集

近年、青少年の犯罪は急増し、福岡県での全犯罪人員のうち、約70%までが青少年によるものだという統計が出ています。今こそ、学校・地域・家庭が協力して、青少年に良好な環境づくりをしていきましょう。

事件は、神戸市須磨区で起きた事件は、町民のみなさんにとってもあまりにもショッキングな出来事だったのではないでしょ

# 薬物乱用をなくそう ダメ。ゼッタイ。

〈子どものシンナー乱用を見つけたら…〉

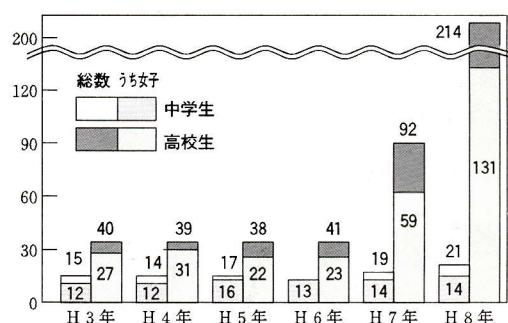
- 吸入現場を発見しても無理に薬物を取りあげない。酩酊状態の場合はほとんど逆の効果しか得られません。
- 相互の信頼関係を崩さないように配慮すること。お互いの話し合いの中で、できることとできないことをはっきりさせ、本人の自律的な立ち直りを期待し、見守ってやることが大切です。
- またさらなる非行を恐れて甘やかし、機嫌とりなどは、子どもの親への潜在的な期待を裏切ることにもつながるので禁物です。
- 保護者自身も薬物乱用に対する知識を深め、子どもの疑問に答えられるようにしましょう。

（厚生省薬物乱用対策推進本部）

## ■主な薬物事犯の検挙人数・押収状況

年別区分	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年
覚せい剤(人)	15,062	15,252	14,655	17,101	19,420
大麻(人)	1,529	1,933	2,003	1,481	1,228
コカイン(人)	133	116	130	111	78
ヘロイン(人)	90	101	72	71	36

## ■中・高校生の検挙状況の推移(単位/人)



## ◆薬物乱用についてのご相談は

福岡県薬物乱用対策推進地方本部（福岡県保険環境部薬務課）

☎ 092-651-1111 またはお近くの保健所まで。

## 編集後期

